

## 浜田地区広域行政組合公平委員会議事規則

平成9年3月31日

公平委規則第2号

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第11条第4項の規定に基づき、公平委員会の議事に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 公平委員会の会議は、委員長が招集する。

（会議）

第3条 公平委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

（定例会）

第4条 定例会は、年1回開催するものとする。

（臨時会）

第5条 臨時会は、委員長が必要があると認めたとき、又は委員の請求があったときに招集する。

2 臨時会を開催する場合においては、委員長は会議に付する事項を委員にあらかじめ通知するものとする。

（議事日程）

第6条 委員長は、議事日程を定めて委員に通知しなければならない。

（議事録）

第7条 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会閉会の年月日時
- (2) 会議に付した議案の件名
- (3) 議事
- (4) その他委員長において必要と認めた事項

2 前項の議事録は、公平委員会の承認を得て確定する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。